

【記載例～養育費子ども2人の記載例】

差 押 債 権 目 録 (1)

(請求債権目録(1)の債権について)

- 1 金180,000円(請求債権目録(1)記載の1)
- 2 (1) 令和3年4月から令和10年5月まで、毎月末日限り金30,000円
ずつ(請求債権目録(1)記載の2(1))
(2) 令和3年4月から令和12年8月まで、毎月末日限り金30,000円
ずつ(請求債権目録(1)記載の2(2))

債務者(〇〇支店勤務)が、第三債務者から支給される、本命令送達日以降支払期の到来する下記債権にして、頭書1及び2の金額に満つるまで

ただし、頭書2の(1)及び(2)の金額については、その確定期限の到来後に支払期が到来する下記債権に限る。

記

- 1 給料(基本給と諸手当、ただし、通勤手当を除く。)から所得税、住民税及び社会保険料を控除した残額の2分の1(ただし、上記残額が月額66万円を超えるときは、その残額から33万円を控除した金額)
- 2 賞与から1と同じ税金等を控除した残額の2分の1(ただし、上記残額が66万円を超えるときは、その残額から33万円を控除した金額)

なお、1及び2により弁済しないうちに退職したときは、退職金から所得税及び住民税を控除した残額の2分の1にして、1及び2と合計して頭書金額に満つるまで

差 押 債 権 目 録 (2)

(請求債権目録 (2) の債権について)

金 1, 0 0 0, 3 0 0 円

債務者 (〇〇支店勤務) が, 第三債務者から支給される, 本命令送達日以降支払期の到来する下記債権にして, 頭書金額に満つるまで

記

- 1 給料 (基本給と諸手当。ただし, 通勤手当を除く。) から所得税, 住民税及び社会保険料を控除した残額の 4 分の 1 (ただし, 上記残額が月額 4 4 万円を超えるときは, その残額から 3 3 万円を控除した金額)
- 2 賞与から 1 と同じ税金等を控除した残額の 4 分の 1 (ただし, 上記残額が 4 4 万円を超えるときは, その残額から 3 3 万円を控除した金額)

なお, 1 及び 2 により弁済しないうちに退職したときは, 退職金から所得税及び住民税を控除した残額の 4 分の 1 にして, 1 及び 2 と合計して頭書金額に満つるまで